

令和5年那審第7号

裁 決
漁船A転覆事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年8月1日09時22分

沖縄県北大東島東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 0.9トン

登 録 長 6.28メートル

機 関 の 種 類 電気点火機関

出 力 36キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、昭和62年11月に進水し、船体中央部に平甲板を設け、乾舷約0.5メートルの不沈構造を有して一本釣り漁業に従事する、船尾に船外機を備えた和船型FRP製漁船で、平甲板後部右舷寄りの操縦区画に操縦スタンドを配し、同スタンドに舵輪、機関遠隔操縦レバー、機関回転計、魚群探知機兼用のGPSプロッター及び航海灯表示盤をそれぞれ装備し、舵輪後方に踏み板を両舷に渡した椅子を設置していた。

平甲板は、船首部及び船尾部の各暴露甲板下方に舷側で囲まれ、中央部及び後部の両舷下部の4箇所时常時開放された直径48ミリメートルの排水口を設け、滑り止めのマットが敷かれた前部中央付近に長方形で容量約150リットルのFRP製保冷箱を横長向きとし、同製保冷箱後方に同形で容量約370リットルのFRP製保冷箱を縦長向きとして据え置かれていた。そして、両FRP製保冷箱は、いずれも船体に合成繊維製索で固縛されていた。

(2) a 受審人の経歴等

a 受審人は、（一部省略）現有免許を取得し、Aを所有して毎年冬季を除く、春季、夏季及び秋季にかけて沖縄県南大東島及び北大東島の各周辺水域で、回遊魚を対象とする一本釣り漁を行っていた。

また、a 受審人は、平素、AのGPSプロッターに表示される等深線の状況で南大東島及び北大東島の各周辺水域が急深であることを知っていたほか、これまでの操業の経験により台風が南大東島西方沖合を北上した後でもしばらくの間、南大東島及び北大東島の各周辺水域では同船の操船に支障を来すうねりが残っていたり、南大東島が東寄り又は南寄りの波浪を受けると南大東島の東岸及び南岸

並びに北大東島の東岸及び南岸に高起した波浪が打ち上がったたりすることをそれぞれ承知していた。

(3) 南大東島及び北大東島の各状況

南大東島は、沖縄県沖縄島東方沖合約 194 海里の太平洋に位置し、環礁が隆起して周囲が環状丘陵地を、中央部が盆地をそれぞれ形成して周辺水域が急深となり、同県大東諸島に属するさんご島で、北岸を切り開き、東西及び南の三方を陸岸で囲まれて北方を港口とする沖縄県南大東漁港南大東地区が設けられており、同南大東地区に A が係留されていた。

北大東島は、南大東島北方沖合約 5 海里に位置し、環礁が隆起して南大東島と同様に周辺水域が急深となり、大東諸島に属するさんご島で、岸から約 200 メートル離れた水域の水深が約 20 メートル以上及び岸から 300 メートルないし 800 メートル離れた水域の水深が約 200 メートル以上であることが海図 W 1210 大東諸島に示されていた。

(4) 気象及び海象状況

沖縄気象台は、令和 4 年 7 月 29 日 05 時 30 分沖縄東方海上に海上風警報を、11 時 35 分同警報の継続を、翌々 31 日 05 時 35 分同東方海上に海上強風警報を、11 時 35 分同警報の継続を、翌 8 月 1 日 05 時 30 分沖縄東方海上に海上風警報をそれぞれ発表して警戒を呼び掛けていた。

南大東島地方気象台は、同年 7 月 31 日 17 時大東島地方について、今夜、南の風やや強く、海上の最大風速毎秒 13 メートル（以下、風速については毎秒を省略する。）、波 4 メートル、うねりを伴う旨を、翌 8 月 1 日 05 時同地方について、今日、南東の風はじめやや強く、同最大風速 10 メートル、波 2.5 メートルのち 2 メ

ートルの旨をそれぞれ報じていた。

また、令和4年7月31日09時沖縄島付近で発生した台風第6号（以下「台風6号」という。）は、気象庁の位置表によると、翌8月1日09時の中心位置が九州西方海上に当たる、北緯32.7度、東経126.9度、中心気圧が998ヘクトパスカル、最大風速18メートル、強風域半径が東側390キロメートル西側280キロメートルと記されていた。

(5) 本件発生に至る経緯

Aは、救命胴衣を着用したa受審人が1人で乗り組み、約150リットルのFRP製保冷箱を空の状態とし、約370リットルの同製保冷箱に氷約100キログラムを入れ、操業の目的で、船首0.2メートル船尾0.3メートルの喫水をもって、令和4年8月1日05時30分南大東漁港南大東地区の岸壁を発し、北大東島東方沖合約3海里の漁場に向かった。

ところで、a受審人は、台風6号が南大東島西方沖合を北上したので、同年7月31日18時00分頃南大東漁港南大東地区に所在する高台に出向き、同高台から北大東島南岸への波浪の打ち上げ状況を確認めるとともに、自身のスマートフォンで気象庁ホームページの気象情報を入手したところ、大東島地方では引き続き南寄りのうねりを伴うものの、次第に波浪が収まる予報であることを知ったことから、翌日になれば北大東島東方沖合の漁場までの往復路も、同漁場での操業にも支障はないものと見込んでいた。

a受審人は、GPSプロッターを作動させ、椅子に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、南大東漁港南大東地区から出漁中の他船を見掛けられないまま港口を通過したところ、周囲に南東寄りの約2メートルの波浪を認め、同波浪を右舷船尾方に受けるとともに、左舷船首方

に北大東島を目視して保針に注意を払いながら航行した。

a 受審人は、令和4年8月1日06時30分北大東島東方沖合の漁場に到着して漂泊し、魚群探知機を作動させて操業を始め、時折、同漁場で潮上りを繰り返して漁獲物を約370リットルのFRP製保冷箱に入れながら操業を続けたのち、大漁となったところで操業を終え、08時55分当該漁場を発進して帰途に就いた。

a 受審人は、08時58分半少し過ぎ北大東島灯台から064.5度（真方位、以下同じ。）5.4海里の地点で、針路を定めるとき、北大東島東岸に接近すると、高起した波浪が乾舷を越えて船内に打ち込み、復原力を喪失するおそれがあることを承知していたが、操業していても操船に支障を来す波浪ではなかったこともあり保針に注意を払えば最短距離で帰港することができるものと思い、北大東島の北方及び西方の各沖合を経由するなど、針路の選定を適切に行うことなく、針路を224度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

こうして、a 受審人は、北大東島東岸に沿うように続航し、同東岸に接近して船体が動揺し始め、両FRP製保冷箱が右舷寄りに移動し、左舷船首方から高起した波浪が乾舷を越えて平甲板に数回打ち打ち込み、排水口からも海水が流入し、どうすることもできず、09時22分北大東島灯台から102.5度2.2海里の地点において、Aは、大量の海水が同甲板の右舷寄りに滞留して右舷方に大傾斜し、復原力を喪失して転覆した。

当時、天候は晴れで風力3の南南東風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

a 受審人は、海中に投げ出され、防水カバーに入れていた携帯電話で南大東村漁業組合に救助を要請し、同漁業組合所属の漁船に救

助された。

転覆の結果、波浪により北大東島東岸に漂着し、引き付けられな
いまま廃船処理された。

(原因及び受審人の行為)

本件転覆は、海上風警報が発表された北大東島東方沖合において、南
大東漁港南大東地区に向けて帰航中、針路を定める際、針路の選定が不
適切で、同島東岸に接近して船体が動揺し始め、両F R P製保冷箱が右
舷寄りに移動し、左舷船首方から高起した波浪が乾舷を越えて平甲板に
打ち込み、大量の海水が同甲板の右舷寄りに滞留して右舷方に大傾斜し、
復原力を喪失したことによって発生したものである。

a 受審人は、海上風警報が発表された北大東島東方沖合において、南
大東漁港南大東地区に向けて帰航中、針路を定める場合、同島東岸に接
近すると、高起した波浪が乾舷を越えて船内に打ち込み、復原力を喪失
するおそれがあることを承知していたから、北大東島の北方及び西方の
各沖合を経由するなど、針路の選定を適切に行うべき注意義務があった。
しかし、同人は、操業していても操船に支障を来す波浪ではなかったこ
ともあり保針に注意を払えば最短距離で帰港することができるものと思
い、針路の選定を適切に行わなかった職務上の過失により、北大東島東
岸に接近して船体が動揺し始め、両F R P製保冷箱が右舷寄りに移動し、
左舷船首方から高起した波浪が乾舷を越えて平甲板に打ち込み、大量の
海水が同甲板の右舷寄りに滞留して右舷方に大傾斜し、復原力を喪失し
て転覆する事態を招き、廃船させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、
同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か
月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年2月14日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 永 木 俊 文